

第5回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 平成30年5月30日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 田野敏広
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 10番 藤本 政嗣 委員 11番 黒木 民徳 委員

開催時間 開会 AM 9:30 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ただ今から、平成30年第5回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は全員出席でありますので、ただ今の出席委員は14名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、平成30年第5回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。10番藤本政嗣委員、11番黒木民徳委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった</p>

ので、承認を求める。平成 30 年 5 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 32 番から 47 番までの 16 件となっております。詳細については担当より説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 32 番になります。申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の 57 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷水清谷の 85 歳の方です。申請地は、南郷水清谷の 12 筆、6,570 m²になります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、田は水稻、畑はシキミとなっております。契約内容ですが、申請書明細のとおりとなっております。譲受人の経営ですが、借入地のみ 7,303 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 1 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12 番、藤田です。この案件は親子間での贈与になります。譲受人は高校を卒業してから、すっこちちで農業と林業をがんばっている方です。何の問題もありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 32 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 32 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 33 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 33 番になります。申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の 68 歳の方。譲渡人が、日向市財光寺の 71 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字小又、畑 2 筆、484 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 3,519 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12 番、藤田です。譲渡人は中学を卒業後南郷を離れて、日向市で左官業を営んである方です。実家のほうも今は誰も住んでいなくて、申請地が放棄地のようになっており非常に困っておりました。譲受人の相談したところ、親戚であり申請地も家から近いことから引き受けるということになったそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 33 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですの採決に移ります。受付番号 33 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 34 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 34 番になります。申請人の譲受人が、美郷町南郷鬼神野の 32 歳の方。譲渡人が、愛知県の 60 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字小村、田 6 筆、1,466.40 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 6,121 m²。家畜はブロイラーを 6 万羽飼育しております。家族総数 3 名の労力 3 名となります。9 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

4 番、中田です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、県外在住のため管理が出来ず引き受け手を探しておりました。譲受人が宅地を購入したいという話を聞き、農地と込みで購入してほしいと持ちかけ話がまとまったようです。事務局の説明にもありましたように、6 万羽を飼育するブロイラー農家であり何の問題もありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 34 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 34 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 35 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 35 番になります。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 42 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 60 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字モチノキ、田 6 筆、4,593 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画はシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 7,015 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木委員

11 番、黒木です。譲渡人はご主人を 15 年ほど前に亡くされ、看護師の仕事もしていたため、農地の管理が出来ず放棄地のようになっておりました。譲受人は購入後、きちんと整地しシキミを植えるということであります。親戚間の売買でありますし、問題ないと思われま。審議の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に移ります。受付番号 35 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 35 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 36 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 36 番になります。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 68 歳の方。譲渡人が、宮崎市の 75 歳の方です。申請地は、西郷田代、田 4 筆、畑 1 筆の 2,864 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻・野菜・栗となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 5,658 m²。家畜はありま

せん。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。13 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

林田委員

6 番、林田です。譲受人と譲渡人は兄弟ですので、無償譲渡でも良かったのですが、気持ちだけでもということで 5,000 円 / 10a と 2 人で単価を決めたそうです。譲受人は郵便局を退職後、農業に取り組んでおります。問題ないと思われま。ご審議よろしくをお願いします、

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 36 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

中田委員

はい。

議長

どうぞ。

中田委員

4 番、中田です。単価ですが、理由があつてこの金額でしょうか。

事務局員

お答えします。受付のときに単価について聞いたんですが、印鑑を押すのにあちこちするのにタダではいけないだろうとその金額になったということでありま。す。

中田委員

わかりました。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 36 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 37 番の説明をお願いします。

事務局員

14 ページをご覧ください。受付番号は 37 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 69 歳の方。譲渡人が、日向市の 77 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字細宇納間、田 2 筆、1,649 m²になります。申請理由は、売買による所有権移

転。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 12,023 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。15 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。譲受人は宇納間で雉の飼育をされている方です。申請地は家の近くであるということで、今回譲り受けることになりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 37 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 37 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 38 番の説明をお願いします。

事務局員

16 ページをご覧ください。受付番号は 38 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷黒木の 68 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷黒木の 67 歳の方です。申請地は、北郷黒木字中原、田 1 筆、204 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 4,085 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。17 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。譲受人は元大工で、譲渡人とは隣同士になります。申請地は譲受人の家と倉庫の間にあり、この際名義を変更したいと申請があがってきました。現状は簡易なハウスが建っていて、野菜を作ったり米の育苗も行っております。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 38 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 38 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 39 番の説明をお願いします。

事務局員

18 ページをご覧ください。受付番号は 39 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷黒木の 70 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷黒木の 74 歳の方です。申請地は、北郷黒木字アラ田、他 1 筆、240 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 12,152 m²。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 2 名となっております。19 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。譲受人は元々養蚕をしておりまして、家の周りの農地は桑畑になっておりました。田としての自作地が足りないため、今回の売買に至ったということであります。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 39 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 39 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 40 番と 41 番ですが、関連がありますので一括して説明をお願いします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号 40 番と 41 番ですが、譲受人が同一のため合わせて説明いたします。

申請人の譲受人は、美郷町南郷水清谷の 57 歳の方です。

受付番号 40 番。譲渡人は、美郷町南郷水清谷の 65 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字久保、田 1 筆、1,610 m²であります。

受付番号 41 番。譲渡人は、宮崎市の 66 歳の方です。申請地は南郷水清谷字小又、田 2 筆、909 m²であります。41 番の申請地については、他の方との賃貸借契約がありましたので、後ほど合意解約の報告をさせていただきます。

申請理由は、賃貸借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、借入地のみ 7,303 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 1 名となっております。21・22 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12 番、藤田です。まず 40 番の譲渡人ですが、昨年までは自身で耕作していましたが、母親が亡くなり一人暮らしとなり、また日向のほうで設備屋の仕事をしているため忙しくて今年から耕作できないということで預けることになったそうです。41 番の譲渡人も宮崎在住で相続を受けたため他の人に耕作を頼んでいたんですが、今回は譲受人が耕作してくれるという事で話がついたようです。譲受人は、先程の相続案件で承認を受けた方です。非常に農業に関してがんばっている方ですので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 40 番・41 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 40 番・41 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 42 番の説明をお願いします。

事務局員

23 ページをお開きください。受付番号 42 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 62 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 83 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原前、田 1 筆、2,042 m²になります。申請理由は使用貸

借。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 2,010 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。24 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。譲受人と譲渡人は義理の親子になります。申請地は、以前他の方に耕作してもらっていましたが、譲受人が定年退職し時間に余裕が出来たため耕作することになりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 42 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 42 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 43 番と 44 番ですが、関連がありますので一括で説明をお願いします。

事務局員

25 ページをお開きください。受付番号 43 番と 44 番ですが、譲渡人が同一のため合わせて説明いたします。

申請人の譲渡人は、美郷町北郷宇納間の 57 歳の方です。

受付番号 43 番。譲受人が、美郷町北郷宇納間の 62 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原前、田 1 筆、2,817 m²になります。申請理由は、賃貸借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 5,080 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。

受付番号 44 番。譲受人が、美郷町北郷宇納間の 62 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原前、田 1 筆、2,868 m²になります。申請理由は、賃貸借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地合わせて 4,806 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。26 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員	<p>10 番、藤本です。譲渡人は仕事が忙しいということで、あまり農地の管理をしていません。すべて他人任せにしています。そのためひえが多くあまり良い米が出来ません。今年その田を何とかしようと、譲受人 2 人が 1 枚ずつ借りて管理することになりました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 43 番と 44 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 43 番と 44 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 45 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>27 ページをお開きください。受付番号は 45 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 71 歳の方。譲渡人が、広島県の 62 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字鹿猪谷、田 2 筆、933 m²になります。申請理由は賃貸借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地合わせて 8,332 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。28 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
藤本委員	<p>10 番、藤本です。譲渡人は広島県在住です。今まで農地を管理していた父親が昨年亡くなったため、管理してくれる人を探しておりました。譲受人はスイートピー生産者で、申請地に隣接した土地を管理していることから依頼したそうです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 45 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 45 番に賛成の方の挙手を求めます。</p>

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 46 番と 47 番ですが、関連がありますので一括して説明をお願いします。

事務局員

29 ページをお開きください。受付番号 46 番と 47 番ですが、譲受人が同一のため合わせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 66 歳の方です。

受付番号 46 番。譲渡人が、門川町の 78 歳の方です。申請地は、北郷入下字赤岩、田 3 筆、1,247 m²になります。

受付番号 47 番。譲渡人が、美郷町北郷入下の 75 歳の方です。申請地は北郷入下字赤岩、田 1 筆、1,590 m²になります。

申請理由は、賃貸借権の設定。利用計画は飼料作物となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地合わせて 21,909 m²。家畜は牛を 6 頭飼養しております。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。30 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。譲受人は牛を飼養しており、地域の農地を借りて飼料作物を作っております。46 番の譲渡人は門川町在住のため、47 番の譲渡人は高齢のため体力的にも耕作が出来ないということで、以前から預けております。継続になりますので、何の問題もありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 46 番と 47 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 46 番地 47 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 11 号、非農地の許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長	<p>31 ページをお開きください。議案第 11 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求めらる。平成 30 年 5 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。32 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 48 番の 1 件となっております。詳細については担当よりご説明いたします。</p>
事務局員	<p>33 ページをお開きください。受付番号は 48 番になります。受付月日が、平成 30 年 5 月 10 日。申請人が、美郷町北郷入下の 74 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字向宇納間、地目は畑、現況地目は山林、809 ㎡になります。所有者と申請人が同一になります。証明根拠ですが、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として飼養することが困難であるためとなっております。34 ページが地籍集成図、35 ページが現況写真となっております。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
菊池委員	<p>1 番、菊池です。現況写真を見てわかるように、雑木が生い茂っており、とても農地として使用出来る土地ではないと判断しました。道の状態も悪く、農作業に通えるような道ではありませんでした。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 48 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
林田委員	<p>はい。</p>
議長	<p>どうぞ。</p>
林田委員	<p>6 番、林田です。申請地の周りはどうなっているのですか。</p>
事務局員	<p>手前の 1 筆は農地で栗が植わってますが、周りはすべて山です。</p>
林田委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
	<p><なし></p>
	<p>無いようですので採決に移ります。受付番号 48 番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p><全員、挙手></p>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
ここで暫時休憩といたします。

<休憩>

それでは、暫時休憩を解いて本会に戻ります。

続きまして、議案第 12 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

36 ページをお開きください。議案第 12 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。平成 30 年 5 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。37 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 49 番の 1 件となります。詳細については担当よりご説明いたします

事務局員

38 ページをお開きください。受付番号は 49 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷黒木の 68 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷黒木の 73 歳の方です。申請地は、北郷黒木字中原、田 1 筆、7.82 m²になります。約 50 年前に贈与されたが、当時から農地としての活用が見込めなかったため資材置場として活用していた。平成 19 年に舗装し引き続き利用していたが、農地法を理解していなかったため今回の申請に至ったとあります。転用後の用途は引き続き資材置場として活用したいということとあります。譲渡の時期は許可後になります。39 ページが地籍集成図、40 ページが始末書、41 ページが現況写真となっております。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。農地法を理解していなかったとして始末書が提出されておりますが、約 7 m²と狭く隣接地とも段差があり一緒にすることも出来ないような土地であります。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 49 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 49 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 13 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

42 ページをお開きください。議案第 13 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。平成 30 年 5 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。43 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 50 番から 57 番までの 8 件となります。詳細については担当よりご説明いたします。

議長

受付番号 50 番から 53 番まで、関連がありますので一括して説明をお願いします。

事務局員

44 ページをお開きください。受付番号は 50 番から 53 番までになります。利用権の設定を受ける者が同一のため、合わせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 67 歳の方です。

受付番号 50 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 67 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字拂川宮ノ上、田 1 筆、1,500 m²になります

受付番号 51 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 82 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字拂川宮ノ上、田 1 筆、1,539 m²になります。

受付番号 52 番、利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 59 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字古城、田 1 筆、1,500 m²になります。

受付番号 53 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 61 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字キョフ原、田 4 筆。字添石、田 2 筆。合計 6 筆の 6,917 m²になります。

設定する利用権は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 57,014 m²。家族総数 4 名の労力 3 名。利用権設定の区分はすべて継続となります。45・46 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

林田委員

6 番、林田です。50 番から 53 番まですべて継続の案件になります。利用権の設定を受ける者は、畜産農家であり後継者もしっかりしております。何の問題もありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 50 番・51 番・52 番・53 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 50 番・51 番・52 番・53 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 54 番の説明をお願いします。

事務局員

47 ページをお開きください。受付番号は 54 番になります。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 24 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 78 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字上ノ小川、田 2 筆、2,517 m²になります。設定する利用権は、申請書明細のとおりであります。設定を受けるものの経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 15,475 m²。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。利用権設定の区分は新規になります。48 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

5 番、森田です。利用権の設定を受ける者は 24 歳と大変若いのですが、父親と一緒に畜産をするために帰ってきました。利用権を設定する者は数年前から体が不自由になり、昨年までは何とか管理していたんですが、今年からはどうしてもお願いしたいということで今回の申請になりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 54 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 54 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 55 番の説明をお願いします。

事務局員

49 ページをお開きください。受付番号は 55 番になります。利用権の設定受け

る者が、美郷町西郷田代の 43 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町西郷山三ケの 56 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷山三ケ字鳥ノ巣、畑 1 筆、797 m²になります。設定する利用権は、申請書明細のとおりであります。設定を受けるものの経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 34,209 m²。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。利用権設定の区分は新規となります。50 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

竹田委員

14 番、竹田です。申請地は、利用権の設定を受ける者の父親が借りていたものを、改めて借り直すということでもあります。何の問題もありませんので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 55 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 55 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 56 番の説明をお願いします。

事務局員

51 ページをご覧ください。受付番号は 56 番になります。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷字納間の 43 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町北郷入下の 56 歳の方です。利用権を設定する土地が、北郷入下字赤岩、畑 3 筆、3,495 m²になります。設定する利用権は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 34,999 m²。家族総数 4 名の労力 4 名となっております。利用権設定の区分は新規であります。52 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします

柳田委員

7 番、柳田です。利用権の設定を受ける者は、大規模な畜産農家です。利用権を設定する者は、昨年までは自分で農地を管理していましたが、体力的に出来ないということで今回の話がまとまったようです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 56 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 56 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 57 番の説明をお願いします。

事務局員

53 ページをご覧ください。受付番号は 57 番になります。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の合同会社。利用権を設定する者が、宮崎市の 69 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字シワノ瀬、田 1 筆、1,873 m²になります。設定する利用権は、申請書明細のとおりとなっております。設定を受ける者の経営状況は、小作地のみ 30,107 m²。構成員 3 名の労力 3 名となっております。利用権設定の区分は継続となります。54 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。利用権の設定を受ける者は、入下地域の田植えから稲刈りまでを預かる会社であります。利用権を設定する者は宮崎市在住で、前回 3 年の賃貸借契約をしておりましたが、期日が来たため継続の手続きとなりました。よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 57 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 57 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、報告第 5 号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

55 ページをお開きください。報告第 5 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。平成 30 年 5 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。56 ページから 6 件の報告があります。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

資料は 56 ページからになります。それぞれの理由で農地の合意解約書が提出され、すべて解約の合意が成立したことを報告いたします。以上です。

議長

報告について説明が終わりました。

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、平成 30 年第 5 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 藤本 政嗣

美郷町農業委員会 委員 黒木 民徳

